

真 鶴 町 教 育 大 綱

【教育大綱の趣旨】

真鶴町は、「第5次真鶴町総合計画」の基本計画「人づくりプロジェクト『活躍』」に基づき、町の宝であり未来を担う子どもたちや、いつまでも健康で活躍されている高齢者の方々など、すべての町民に向け「真鶴に生きる人づくり」に重点を置いた取り組みを進めます。

教育の基本理念として、「『教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり』そして、そのすべての基盤は『互いの信頼』」を掲げ、町全体で子どもも大人も育ち合う視点から、学校教育の分野及び社会教育の分野に関する方針を次のとおり策定します。そして、町の未来を創ることに主体的に関わろうとする人づくりをめざしていきます。

【教育大綱の期間】

この教育大綱の期間は、2025(令和7)年3月策定の「後期基本計画」に則り、2025(令和7)年度から2028(令和10)年度までの4年間とします。

ただし、今後の社会情勢等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

【大綱の基本方針】

〈学校教育の分野〉

幼保小中一貫教育を一層充実させ、「半島まるごと学校」を学校運営の基本理念とした、地域と共にある学校づくりをめざします。

1 共に学び共に育ち、生きる力を育む教育の推進

- (1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進します。
- (2) 非認知能力等、21世紀型スキルを育む教育を推進します。
- (3) 創造性や問題解決能力を育むSTEAM教育※を推進します。

※科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、人文社会・芸術・デザイン (Arts)、数学 (Mathematics) の5領域を横断的に学ぶこと

2 子どもの育ちを支える教育環境の整備

- (1) 小中一貫教育校として、安心して学べる教育環境を整備します。
- (2) 子どもたちが気持ちよく生活できる教育環境を整備します。
- (3) 子育てと教育の連携を強化し、子育て支援の整備・充実を図ります。

3 地域と連携した教育の推進

- (1) まなづる小学校学校運営協議会を母体に、ひなづる幼稚園・真鶴中学校を含めた幼小中一貫教育学校運営協議会(仮称)を設置します。
- (2) 半島(町)全体を学びのフィールドにした「まなづる未来学(仮称)」を創設し、探究的な学習を推進します。
- (3) スクールサポーター等の活用を通して、地域による学校づくりを推進します。

4 将来の課題に対応した教育行政の推進

- (1) 施設一体型の小中一貫教育校(義務教育学校)新設に向けた取り組みを着実に進めます。
- (2) ふるさと教育、ICT教育、外国語教育等、教育の魅力化計画に則った事業を推進します。
- (3) 小中統合に併せ、中学校給食を実現させます。
- (4) 学校教育施設の老朽化への対応を図ります。

〈社会教育の分野〉

町民の主体的な参画（住民自治の礎）による社会教育及び地域学校協働活動の推進を図り、生涯現役の町をめざします。

1 文化活動の推進

- (1) 町民文化祭等の町民の文化活動の充実に努めます。
- (2) 中川一政美術館及び遠藤貝類博物館を教育普及活動拠点としてのみならず、文化観光拠点としての活用促進も図ります。
- (3) 町内の創作活動拠点を活かし、暮らしの中に芸術のある、文化の香り豊かな町をめざします。
- (4) 社会教育施設の計画的な修繕・改修に努めます。

2 スポーツ活動の推進

- (1) 町民運動会やボッチャ大会等のスポーツ活動を通じて、町民の親睦と体力の増進を図ります。
- (2) パラ卓球等のパラスポーツ活動の充実に図り、誰もがスポーツを楽しめる町づくりを推進します。
- (3) 社会体育施設の計画的な修繕・改修に努めます。

3 青少年の健全育成の推進

- (1) 放課後子どもいきいきクラブや土曜教室等、町民の主体的な参画による事業の充実に図ります。
- (2) 学校・家庭・地域が共に子どもの育ちを見守り、支援する体制の充実に努めます。
- (3) 人と人とのつながりを育む活動を推進します。

4 文化財の保護と活用の推進

- (1) 文化財の計画的な保護・保存に努めます。
- (2) 「地域に残る伝統行事」の保護と後継者の育成に努めます。
- (3) 教養講座等を通じて、文化財の活用を推進します。